

加茂市外国人留学生支援手当交付要綱

(目的)

第1条 加茂市内の学校で学ぶ外国人留学生に対し、日本における生活を支援するため、来日時に外国人留学生支援手当（以下、「支援手当」という。）を交付する。

(支援手当の交付金額)

第2条 外国人留学生（以下、「留学生」という。）に交付する一人あたりの支援手当の額は、その在学期間に関わらず一律 30,000円とする。

(支援手当の交付申請)

第3条 支援手当の交付を申請しようとする者は、第1号様式による申請書とその在籍する学校の学長又は校長に提出しなければならない。

2 学長又は学校長は、前項の申請をとりまとめ、市長に申請しなければならない。

(支援手当の交付決定)

第4条 市長は、支援手当の申請があったときは、審査の上、予算の範囲内において支援手当を決定する。

2 市長は、第1項の規定により支援手当を決定したときは、第2号様式による交付決定通知書を、申請者の在籍する学校の学長又は校長に送付する。

3 申請者の在学する学校の学長又は校長は、前項の交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(支援手当の交付)

第5条 市長は、支援手当の交付決定後速やかに、申請者に対し支援手当を交付しなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。